

議案第 1 2 号

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

1 概要

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号。以下「改正法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

改正法の「暫定再任用職員」を引用している規定中、「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改めます。
（附則第 2 条から第 5 条まで及び第 8 条）

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年高根沢町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第２条 ２ 改正法附則第９条第６項に規定する暫定再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第６項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される高根沢町職員の給与に関する条例第３条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。 ７ 新給与条例第17条の４第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第	附 則 （高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第２条 ２ 改正法附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第６項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される高根沢町職員の給与に関する条例第３条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。 ７ 新給与条例第17条の４第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第

1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、改正法<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員には適用しない。	（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、改正法<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員には適用しない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。